

別表 2 (第 2 条関係)

補 助 事 業 名	西播磨企業ウィズコロナ対策支援
補助事業の目的	ウィズコロナ社会の新しい生活様式において、管内企業の新たな事業展開を促進するべく感染症対策としての新製品・新技術開発について補助し、管内企業の持続的発展を図る。また、大規模展示会等への出展経費を補助し、西播磨の中小企業の販路拡大及び企業と西播磨地域の知名度向上を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）に本社又は主たる事業所を置く、中小企業者。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	感染症対策としての新製品・新技術開発及び販路開拓のために必要な経費であって、県民局長が必要かつ適当と認めるもの。補助金の交付は1年度に1回限りとする。 【新製品・新技術・提案型商品開発費】 マーケティング調査費、(試作品等の) 設計・デザイン費、原材料等費、機器設備レンタル・リース料、機器・設備等費、(試作品等の) 製造・加工・検査費 【販路開拓費】 展示出展料（オンライン出展含む）、ブース装飾料、運送料、PR用品作成料、交通費、アドバイザー相談費用
補 助 率	補助対象経費の1/2以内
補 助 金 の 額	予算の範囲内で1事業者あたり上限500千円（ただし、千円未満の端数は切り捨て）
適 用 除 外 す る 条 項	第 19 条
そ の 他 の 事 項	_____

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 補助事業計画書(別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認) (交付決定額の変更)	(軽微な経費配分の変更) 配分された補助対象経費相互間における少ない方の額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
	(添付書類) 事業変更計画書(事業計画書(別紙1)に準じる)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じたときに、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 実績報告書(別紙2)
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、国庫補助事業において農林水産大臣が定めたものを準用する。